

第2回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会 次第

令和5年8月18日(金)午後3時～
サンパール荒川5階 第7集会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 委員紹介

4 国の基本指針について

資料1 国の基本指針の見直し内容……………P1

5 現行計画の成果目標と活動指標の実施状況について

資料2 区における成果目標の実施状況……………P13

資料3 区における活動指標の実施状況……………P25

6 障がい者総合プランの概要について

資料4 荒川区障がい者総合プラン(素案)【骨子】……………P33

資料5 施策の体系図……………P39

資料6 重点的な取組……………P41

7 次回開催日程

8 閉会

- 参考資料** (1) 荒川区障がい者総合プラン策定委員会名簿……………P45
(2) 第1回障がい者総合プラン策定委員会議事録……………P47

国の基本指針の見直し内容

国が定める基本指針は、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針となります。以下の内容には、都道府県にて取り組む内容（*印）も含まれています。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

	基本指針	主な見直し内容
一 基本的理念	1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 障害福祉人材の確保・ 定着 7 障害者の社会参加を支える取組 定着	2 難病患者等への支援の明確化や計画策定では、難病患者や専門家等の意見を踏まえることについて記載 3 地域生活支援拠点等の整備・運営に及び拠点と基幹相談支援センターの連携の確保の必要性について記載 4 地域福祉計画や重層的支援体制整備実施計画との連携や重層的支援体制整備事業の活用について記載 6 処遇改善による職場環境の整備、ICT等による業務効率化について記載 7 合理的配慮の提供のための文化行政担当等との連携・意思疎通支援等の促進のためのデジタル担当等との連携について記載
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実 6 依存症対策の推進	3 居住支援法人との連携の推進やグループホームでの生活に向けた支援等の充実について記載。精神障がい者の地域移行のためのサービス量や支援ニーズの把握に努める旨を記載。さらに、地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置等による支援体制の構築について追記。 5 対象者に難病患者を追記。支援ニーズの把握や地域資源の開発等による支援体制の整備について追記。

<p>三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p>1 相談支援体制の構築 充実・強化</p> <p>2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</p> <p>3 発達障害者等に対する支援 (一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実*</p> <p>(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保</p> <p>4 協議会の設置等 活性化</p>	<p>1 基幹相談支援センター設置の努力義務化や業務の明確化について記載。精神障害者等に対する支援の確保のための市町村における実施体制の確保について記載。</p> <p>3 支援プログラムの実施者の計画的な養成の重要性について記載。</p> <p>4 個別事例の検討を通じて抽出される地域課題を踏まえた支援体制の整備の取組について記載。専門部会等の活動への当事者の参画の重要性について記載。</p>
<p>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p>1 地域支援体制の構築</p> <p>2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>3 地域社会への参加・包容 (インクルージョン)の推進</p> <p>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備 (二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (三) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備</p> <p>5 障害児相談支援の提供体制の確保</p>	<p>1 児童発達支援センターの中核的な機関としての位置づけや支援機能について記載。支援体制の整備にあたっては、こどもの専門部会を協議会の下に設置する必要性について記載。都道府県等は協議の場を設け、児童の18歳以降の施設入所先への移行を円滑に進める必要性について記載。*</p> <p>2 市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制構築について記載。</p> <p>3 児童発達支援センターはインクルージョン推進の中核機関として専門的支援等を行う機能が求められることについて記載。また、保育所等訪問支援等の活用を通じ、支援体制の構築の必要性について記載。</p> <p>4 (一) 都道府県について医療的ケア児支援センターやコーディネーターの配置について記載。* (二) 強度行動障害等の支援ニーズの把握、専門的人材の育成、地域資源の開発等を、関係機関との連携等による支援体制の整備の必要性について記載。</p> <p>5 児童発達支援センターの発達支援に関する相談機能の提供体制の重要性について記載。</p>

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針	目標設定の主な考え方
<p>一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所施設等からの地域生活の移行を進めるため、グループホームなどにおける障がい者の重度化・高齢化への対応や地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進する。 ・地域移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ、関係機関と連携して検討する必要がある。
<p>二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を<u>325.3</u>日以上とする。[新規]* ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）* ・令和8年度の精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率は<u>68.9</u>%以上、入院後6か月時点の退院率は<u>84.5</u>%以上、入院後1年時点の退院率は<u>91</u>%以上）*
<p>三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、各市町村において<u>地域生活拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ</u>運用状況を検証、検討する。 ・令和8年度までに、各市町村又は<u>圏域において強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。</u>[新規]

四 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和 8 年度末までに、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上を一般就労へ移行する。
- ・就労移行支援について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所を全体の5割以上とする。[新規]
- ・就労継続支援 A 型について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上を目指す。
- ・就労継続支援 B 型について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上を目指す。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2割5分 以上とする。
- ・都道府県等が雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。[新規]
*

- ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、「一般就労への移行」に係る目標として、移行者数を設定。
- ・就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から目標値を設定。
- ・就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現状の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、その利用者数の増加を目標として設定。
- ・一般就労に安定して定着するためには、地域の関係機関等による必要な取組、支援が行われることが重要であることから、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率を参考として目標を設定。
- ・令和4年度の障害者総合支援法改正を踏まえ、地域の就労支援に係る機関の連携を強化する取組について目標を設定。*

<p>五 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ・ 児童発達支援センターや<u>地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら</u>、令和8年度末までに、全ての市町村において、<u>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</u> ・ <u>都道府県は、難聴児の早期発見、早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。〔新規〕*</u> ・ 令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校等<u>を活用し</u>、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること<u>及び新生児難聴検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。*</u> ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保。 ・ <u>令和8年度末までに、都道府県は、医療的ケア児支援センターの設置し、支援の総合調整を図るコーディネータ配置を配置すること。〔新規〕*</u> ・ 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。 ・ <u>令和8年度末までに、都道府県及び指定都市で、障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、ふさわしい環境へ移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置する。〔新規〕*</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法改正において、センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたため、引き続き目標を設定。 ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、目標値を設定。 ・ 新生児聴覚検査から療育につなげるなど、中核的機能を有する体制の有機的な活用が望まれることから目標を設定。 ・ 医療的ケア児支援法を踏まえ、コーディネータ配置や都道府県に医療的ケア児支援センターの設置を進めていく必要があることから目標を設定。 ・ 18歳以上の障害者について、移行調整が進まず、障害児入所施設に留まっている状況があることから、目標値を設定。
<p>六 相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度末までに、市町村において、<u>基幹相談支援センターを設置するとともに</u>、地域の相談支援体制の強化を<u>図る</u>体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センターについて、設置の努力義務等が明記されたため、目標値を設定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発、改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。 【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会は、地域課題の共有、地域における支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っていることから目標値を設定。
七 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が真に必要とするサービス等を提供していくための取組として、引き続き目標値を設定。

第三 計画の作成に関する事項

基本指針		主な見直し内容
一 計画の作成に関する基本的事項	<ol style="list-style-type: none"> 作成に当たって留意すべき基本的事項 <ol style="list-style-type: none"> 障害者等の参加 地域社会の理解の促進 総合的な取組 計画の作成のための体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> 作成委員会等の開催 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 市町村と都道府県との間の連携 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 区域の設定 住民の意見の反映 他の計画との関係 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置 	<ol style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス等事業者等の指定について、都道府県知事に対し障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し込めることから、市町村障害福祉計画等に位置付けることが重要。また、市町村内のよりきめ細やかな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズを把握することが望ましい。
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 <ol style="list-style-type: none"> 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の 	(基本的に現行の方針を踏襲)

	<p>種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実</p> <p>(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並びに計画的な基盤整備の方策</p> <p>3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>(一) 実施する事業の内容</p> <p>(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>(三) 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>(四) その他実施に必要な事項</p> <p>4 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p>	<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>
<p>三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項</p>	<p>(省略) *</p>	<p>(省略)</p>
<p>四 その他</p>	<p>1 計画の作成の時期</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 計画の公表</p> <p><u>4 その他【新規】</u></p>	<p>2 三年を一期が基本としつつ、地域の実情等に応じて柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、乖離が生じた場合はサービスの見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに新しい指針を踏まえた部分がある場合は計画期間の途中であっても見直しを行う。</p> <p>4 各都道府県が定める圏域に留意し、市町村の計画は、共同策定が可能。サービス見込量以外の活動指標は、自治体の実情に合わせて任意に定めることが可能。</p>

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

基本指針	主な見直し内容
<p>一 障害者等に対する虐待の防止</p>	<p>1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見</p> <p>2 一時保護に必要な居室の確保</p> <p>3 指定障害児入所支援の従業者への研修</p> <p>4 権利擁護の取組</p> <p><u>5 精神障害者に対する虐待の防止</u></p>
<p>1 事業者は、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び担当者の配置等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な講師や措置等の公表が求められる。*</p>	
<p>二 意思決定支援の促進</p>	<p>都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、研修実施や普及に努める。*</p>
<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>	
<p>三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</p>	<p>第一の一の七「障害者の社会参加を支える取組」における障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置等を推進する。*</p>
<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>	
<p><u>四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進</u></p>	<p><u>障害特性に配慮した支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。</u></p> <p><u>1 障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するための調査等</u></p> <p><u>2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成</u></p> <p><u>3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり</u></p> <p><u>4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利用</u></p>
<p>・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月に施行したことに伴い、記載。</p>	
<p><u>五 障害を理由とする差別の解消の推進</u></p>	<p>障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動などを行う必要があるとともに、必要かつ合理的な配慮等について、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。</p>
<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>	

<p>六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</p>	<p>障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながると認識し、防災対策もともに考えていくことが必要である。</p> <p>また、いきいきと障害者等への支援に従事できるように、職員の処遇改善等を進めていくことが必要である。</p>	<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>
--	---	-----------------------

活動指標・・・主に利用量や利用者数について見込を設定

活動指標	活動指標	主な見直し内容
<p>一 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する職業訓練の受講* ・福祉施設から公共職業安定所への誘導* ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導* ・公共職業安定所における福祉施設利用の支援* 	<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>
<p>二 居宅介護等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・<u>重度訪問介護【新規】</u> ・<u>同行援護【新規】</u> ・<u>行動援護【新規】</u> ・<u>重度障害者等包括支援【新規】</u> <p>前回までは、上記サービスは居宅介護に含めていたが、今回からは、1サービスとして設定する。</p>	<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>
<p>三 生活介護等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・<u>就労選択支援【新規】</u> ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（福祉型・医療型） 	<p>【生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数のうち、強度行動障害者等の重度障害者について個別に見込を設定することが望ましいと追記。 <p>【就労選択支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校卒業生数や就労系サービスの利用数等を勘案して利用者数の見込を設定すると記載。 <p>【短期入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数のうち、強度行動障害者等の重度障害者について個別に見込を設定することが望ましいと追記。

<p>四 自立生活援助等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・地域生活支援拠点等 	<p>【共同生活援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数のうち、強度行動障害者等の重度障害者について個別に見込を設定することが望ましいと追記。 <p>【地域生活支援拠点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネータ配置人数の見込を追加
<p>五 相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>(基本的に現行の方針を踏襲)</p>
<p>六 障害児通所支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 ・障害児相談支援 ・<u>都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネータの配置人数〔新規〕*</u> ・市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置人数 	<p>【コーディネータの配置人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援センターにおけるコーディネータ配置人数の見込を追加。
<p>七 発達障害者等に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の開催* ・発達障害者支援センターによる相談支援* ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言* ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発* ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の<u>受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)</u> ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数 	<p>【ペアレントトレーニング等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)の見込を追加。
<p>八 精神障害にも体操した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援 	<p>【精神障害者の自立訓練(生活訓練)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練(生活訓練)の利用者のうち、精神障害者の利用者数の見込を追加。

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域定着支援 ・精神障害者の共同生活援助 ・精神障害者の自立生活援助 ・<u>精神障害者の自立訓練（生活訓練）</u> 【新規】 ・精神病棟における退院患者の退院後の行き先* 	
九 相談支援体制の充実・強化のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>基幹相談支援センターの設置</u>【新規】 ・<u>基幹相談支援センターによる</u>地域の相談支援体制の強化 ・<u>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</u>【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 【基幹相談支援センターの設置】 ・総合的、専門的な相談支援の実施から基幹相談支援センターの設置に見込を変更 【地域サービス基盤の開発・改善】 ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数等の見込を追加。
十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・<u>計画的な人材養成の推進</u>* ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導監査結果の関係市町村との共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【計画的な人材養成の推進】* ・相談支援専門員研修及びサービス管理者研修修了者数等の見込の追加。

区における成果目標の実施状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)				
成果目標	国	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させることが基本とされています。				
	区	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数123人のうち8人(6.5%)を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から4人(3.3%)減少させることを目標とします。				
実施状況 [各年度末時点]		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
地域生活移行者数		0人	1人	1人	2人	3人
		目標値:計8人 実績値:7人				
施設入所者数		123人	123人	115人	116人	116人
		目標値:4人減 実績値:7人減				
令和3年度～令和5年度の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の自己決定を尊重し、自立と社会参加が図れるよう、入所先や入院先への訪問時に、本人の希望やご家族の意向を適切に把握し、またその意思決定の支援に配慮するとともに、グループホームや自宅等にて地域生活が可能かどうか検討を進め、地域移行を行っているところです。 ○ 自立支援協議会の地域移行部会にて、東京都島しょ部のグループホームで生活している利用者について、都内市部のグループホームへの移行支援の調整を行いました。 ○ 施設入所者の地域移行を含む障がい者の重度化等に対応した体制整備のため、施設整備費補助等の支援策について検討を行い、令和5年度には重度障がい者グループホームや生活介護施設に対する施設整備費補助事業を開始いたしました。 				
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害区分認定調査時に訪問する施設入所者に対し、地域で暮らしていきたいかの意向確認を行うとともに、施設から入所者に対する聴き取りを行い、地域移行の可能性を模索していきます。 東京都から地域移行体験室の受託を受け、荒川区内でスクラムあらかわを運営している社会福祉法人すかいと連携し、皇海荘に入所している荒川区民の方の地域移行が促進されるように協力していきます。 				

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
成果目標	国	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、協議の場の活性化に向けた取組を行っていくことが基本とされています。
	区	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域課題を共有し、適切な連携・協議を図り、一人一人の思いが地域でかなえられる支援体制の構築を目指します。あわせて、地域のニーズ・課題に応えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。
令和3年度～令和5年度の取組状況		<p>新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、精神障がいについての理解を深めるための講演会(年1～2回)や関係会議等は感染状況等を考慮しながら、実施しました。</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場としての、以下の3会議について、感染症拡大防止の対策を図り、実施しました。</p> <p>精神保健福祉連絡協議会(年1回:書面開催を含む)</p> <p>精神保健福祉ネットワーク会議(令和3年度は中止。4年度は2回実施 5年度2回予定)</p> <p>自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ(実施回数等:3年度8回 病院訪問8箇所17人 4年度部会9回 病院訪問1箇所4人)</p> <p>は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。</p> <p>地域移行のステップの一つとなる精神障がい者対象のグループホームについては、令和3年度以降、2事業所において開設されました。</p>
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の差別解消についての事業を実施していますが、さらに、地域の関係機関とも連携して精神障がいについての理解を多くの人に広めるために、普及啓発を行っていく必要があります。 ○ 長期入院患者を含め、入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、病院や事業者と地域精神保健、医療、福祉の一体的な連携が必要です。 ○ 区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設や地域移行を視野に入れた入所施設が少ないため、引き続き、施設の誘致や既存の入所施設の利用等体制づくりが必要です。福祉サービスの充実や使用者の増加とともに、当事者に伴って適切なサービスの提供するための特定相談支援事業所の確保が必要になっています。

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要であるとされています。

(3) 地域生活支援の充実

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
成果目標	国	令和5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	すでに地域生活支援拠点等を面的整備していますが、基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、障がい者個々の状況に応じたきめ細かな相談、各種の支援及び助言を行っていきます。
令和3年度～令和5年度の取組状況		<p>○ 区では、地域生活支援拠点等を、複数の機関がそれぞれ必要な機能を分担して連携する「面的整備」により、個々の機能及び各機能間の連携の強化を進めています。</p> <p>区内事業所や関係機関と連携を図り、基幹相談支援センターを中心に総合的及び専門的な相談支援を実施することで、地域における相談支援のネットワークづくりに取り組んでいます。令和3年6月には区内の関係する事業所や機関等が共通認識を持って適切に役割分担を行い、サービスの種類や立場を越えた連携が円滑となるよう「地域生活支援拠点等運営マニュアル」を整備しました。</p> <p>緊急時の受入れは、短期入所用居室2床を確保したスクラムあらかわと、緊急一時保護用1床を確保したグループホームひぐらしで行っています。不測の事態に備え、予め利用の手続きが済んでいない方も、ケースワーカーと連携しながら柔軟な対応を行いました。また、緊急時の対応を円滑に行うための手引を作成し、周知することで、いかなる時も障がい者の居場所を提供できる体制構築に努めました。</p> <p>自立支援協議会の相談支援部会に、地域生活支援拠点ワーキンググループを設置して活動しています。ワーキンググループでは、地域生活支援拠点等の面的整備として、「点から面へ」各機関の連携を深めることを目的とし、障害者が地域生活を送る上での困難事例から課題解決を行い、拠点機能強化を図っています。</p>
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		<p>地域生活支援拠点等の整備は進んでおりますが、その機能の充実を図り、障がい者の地域生活への移行の支援や地域生活支援の充実を図る必要があります。また、地域のニーズを踏まえ、地域生活支援拠点等において必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて、機能の強化を図る必要があります。</p> <p>適切な周知により相談機能を担う施設における相談実績は増加傾向にありますが、その一方で受け皿不足が課題となっています。専門的人材の養成と確保に努め、相談機能の充実が求められています。福祉サービスの充実や使用者の増加とともに、当事者に伴走し適切なサービスの提供するための特定相談支援事業所の確保が必要になっています。</p> <p>引き続き自立支援協議会における地域生活支援拠点ワーキンググループ等を活用し、活動を通じて施設間・職員間の連携を深め、障がい者が地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを行うことが求められています。</p> <p>○ 強度行動障がい有する方について、支援ニーズの把握を行い、そのニーズに応じた支援体制について、検討を行っていく必要があります。</p>

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することが基本とされています。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが基本とされています。
【新規】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)						
成果 目標	国	<p>◆令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることが基本とされています。</p> <p>◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。</p> <p>◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上とすることが基本とされています。</p> <p>◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することが基本とされています。</p> <p>◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上とすることが基本とされています。</p>				
	区	<p>◆令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。</p> <p>◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。</p> <p>◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.50倍、1.25倍にすることを目標とします。</p> <p>◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することを目標とします。</p> <p>◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の75%とすることを目標とします。</p>				
実施状況[各年度末時点]	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	達成状況
就労移行支援事業等による一般就労移行者数()	41人	32人	53人	27人	54人	目標値:1.31倍 実績値:1.31倍
上記のうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数()	35人	25人	42人	22人	46人	目標値:1.31倍 実績値:1.31倍
上記のうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数()	2人	1人	1人	1人	3人	目標値:1.50倍 実績値:1.50倍
上記のうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数()	4人	6人	10人	4人	5人	目標値:1.25倍 実績値:1.25倍
上記～の就労定着支援事業利用率	32%	28%	40%	63%	30%	目標値:70% 実績値:30%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	75%	40%	60%	67%	57%	目標値:75% 実績値:57%
令和3年度～令和5年度の取組状況	<p>○ 就労移行支援事業等による一般就労移行者数については、コロナ禍ということもあり、年度において増減を繰り返しておりますが、令和5年度の目標値(1.31倍)は達成できる見込みです。</p> <p>○ 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者の就労定着支援事業利用率や就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合については、目標値を下回る見込みとなっています。なお、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所については、増加傾向にあるため、引き続き、障がい者の就労定着への支援が必要となります。</p>					
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性	<p>○ 今後は、法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど、障がい者の就労機会が拡大される中、これに伴い生じる就労面や生活面でのさらなる支援が必要となります。</p> <p>○ 区、就労移行・定着支援事業所やじゃぶあらかわ等の関係機関と連携を深め、本人の意向や特性に応じた支援を行い、一般就労につなげる取り組みを進めていく必要があります。</p>					

「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型を行う事業(給付対象事業)を指します。

[国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)]

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることが基本とされています。
- 就労移行支援については、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることが基本とされています。
- 就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上とすることが基本とされています。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることが基本とされています。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることが基本とされています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
成果目標		児童発達支援センターの整備
	国	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぼセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、重層的な支援が行えるように児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
		保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築
	国	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぼセンターを児童発達支援センター化することにより通所支援利用者を対象とした保育園等への訪問を本格実施する検討を進めていきます。あわせて、民間事業所による支援の開始についても働きかけを行っていきます。
		主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用できる体制の確保
	国	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	定員を充足するため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所との連携や、障害児通所支援事業所連絡会等での情報交換により、サービスの質の向上を目指します。
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置
	国	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会で地域課題の検討・共有を行い、関係機関等が連携を深めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。
令和3年度～令和5年度の取組状況	令和6年度に荒川たんぼセンターを児童発達支援センター化するため、取組みを進めています。 荒川たんぼセンターの機能の充実・強化や児童発達支援センター化を見据え、令和5年度に保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を新たに開始しました。令和4年度には、さらなる家族支援を行うためペアレントメンターを活用した事業を開始しました。 令和3年度に新たな事業所が開設され、区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが3事業所になりました。 医療的ケア児等支援協議会は、令和2年度に整備し、コロナ禍により書面開催ではありましたが、令和3年度から協議会の活動を開始しました。また、令和4年度に地域の医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う、医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置しました。	
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性	療育を必要とする子ども等への支援体制を強化するとともに、質の高い専門的な療育を行う障害児通所支援事業所等の充実を図るため、その役割を担う児童発達支援センターの整備が必要となります。 障がいの有無にかかわらず、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進を図るため、保育所等訪問支援事業の活用や児童発達支援センターによる専門的支援や助言を行える体制の確保が必要になります。 目標は達成していますが、区内のニーズに応じるため、更なる充足が必要です。居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて通所サービスに移行できる体制の確保が求められています。 区の医療的ケア児等への支援について、医療的ケア児等支援協議会や部会を通じ、地域の課題等の把握を行いつつ、今後の支援体制に検討を行っていく必要があります。また、医療的ケア児等地域コーディネーターにおいては、医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関等と連携を図る必要があります。	

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上することが基本とされています。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することが基本とされています。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することが基本とされています。
- 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指します。
令和3年度～令和5年度の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターでは、障がい者やその家族、相談支援事業所及び相談支援専門員等の関係者からの相談に応じ、総合的及び専門的な相談支援の体制を確保しています。 ○地域における相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所におけるモニタリング結果の検証を行い、地域の相談支援力の向上等を行っています。 ○障がい者が安心して地域で生活を継続することのできる社会の実現を図るため、障がい・医療・教育・雇用・事業所等の地域の関係者で構成される自立支援協議会を定期的開催し、区の事業の進捗状況の確認や地域における課題の共有など行っています。障がい者等の相談支援の円滑な実施を図るため、自立支援協議会や部会を通じて、地域における関係機関等の連携強化に努めています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ○総合的及び専門的な相談支援体制について、基幹相談支援センターが中心となり、地域の関係機関と連携を深めながら、障がい者やその家族への相談支援を行いつつ、相談支援事業所等からの相談に対しても、専門的な知識を活用し、支援を実施していくことが必要です。 ○地域の相談支援体制の強化を図っていくためには、地域の相談支援事業所の質の向上が必要となります。区と基幹相談支援センターが協力しながら、相談支援事業所の質の向上を進めていく必要があります。 ○自立支援協議会において、地域の関係機関との連携を強化しつつ、地域の課題の抽出やその解決に向けた検討などを行い、地域全体で課題解決に取り組む体制が必要となります。

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 令和8年度末までに、市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を図る体制を確保することが基本とされています。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが基本とされています。【新規】

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

		第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等に携わる区や事業所等の職員は、障害者総合支援法を念頭に、真に利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供と、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図ります。
令和3年度～令和5年度の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス等事業所や関係機関等が地域における課題や資源・情報を共有し、協働が図れる「障害福祉サービス資源・情報共有システム」(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を稼働し、支援に関わる関係者が情報を連絡・共有できる環境を構築しました。 ○ 区や事業所等の職員は、障害支援区分認定調査員研修・虐待防止研修など、東京都や区が実施する研修等に参加し、必要な知識の習得を図っています。事業者からの障害福祉サービス等の提供における請求に対して、区では、請求審査時のエラー・警告等の点検を行いつつ、必要に応じ、事業者への指導・助言等を行っています。また、事業者連絡会を定期的開催し、情報の共有等を行い、サービスの質の向上につなげています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障がい福祉倶楽部」の構築を行い、区や事業所、その他関係機関と、障害福祉に関する情報等について、迅速かつ正確に情報を連絡・共有する体制の構築を行いました。また、過去の通知等について、「障がい福祉倶楽部」に蓄積されていくため、サイト上で過去の情報の確認を行うことができます。今後は、「障がい福祉倶楽部」の活用を行い、情報の蓄積を進め、使いやすいシステムとすることが必要です。東京都や区が実施する障害福祉サービスに関する研修を受講し、利用者への支援、サービスの支給決定やサービスの提供など、サービスの質の向上につなげる必要があります。 ○ 障害福祉サービス等の給付費の請求審査時において、エラーや警告等を少なくし、事業者による障害福祉サービス等の給付費の請求の適正化を図る必要があります。また、定期的に事業者連絡を開催し、障害福祉に関する情報の提供や給付費の請求業務における課題など、事業者に対し、周知を図る必要があります。

【国が示す新たな成果目標(令和6年度～令和8年度)】

- 令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。

区における活動指標(サービス見込量)の実施状況について

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

訪問系 (各年度3月分、令和5年度の実績は見込値)

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	サービス量 (時間/月)	見込	6,006	5,923	5,842
		実績	6,793	6,728	6,681
	利用者数 (人/月)	見込	349	344	340
		実績	381	378	375
重度訪問介護	サービス量 (時間/月)	見込	8,013	8,937	9,968
		実績	6,374	7,511	7,464
	利用者数 (人/月)	見込	36	40	45
		実績	27	30	32
同行援護	サービス量 (時間/月)	見込	2,560	2,706	2,861
		実績	2,227	2,231	2,273
	利用者数 (人/月)	見込	83	87	92
		実績	74	70	73
行動援護	サービス量 (時間/月)	見込	69	69	69
		実績	99	108	126
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2
		実績	5	4	4
重度障害者等包括支援	サービス量 (時間/月)	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
	利用者数 (人/月)	見込	0	0	0
		実績	0	0	0

日中活動系 (各年度3月分、令和5年度の実績は見込値)

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量 (人日/月)	見込	5,681	5,806	5,933
		実績	5,491	6,125	6,070
	利用者数 (人/月)	見込	289	296	302
		実績	289	292	299
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	15	15	15
		実績	88	52	71
	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1
		実績	4	3	4
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	431	493	565
		実績	510	558	590
	利用者数 (人/月)	見込	28	32	36
		実績	30	34	36

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	サービス量 (人日/月)	見込	2,074	2,584	3,221
		実績	1,064	1,235	1,376
	利用者数 (人/月)	見込	113	141	176
		実績	56	66	72
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日/月)	見込	775	796	818
		実績	684	445	428
	利用者数 (人/月)	見込	39	40	41
		実績	36	21	22
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日/月)	見込	5,928	6,059	6,192
		実績	5,584	6,664	7,140
	利用者数 (人/月)	見込	344	351	359
		実績	349	393	412
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込	36	45	55
		実績	34	38	35
療養介護	利用者数 (人/月)	見込	19	19	18
		実績	18	16	15
短期入所 (福祉型)	サービス量 (人日/月)	見込	771	837	850
		実績	333	632	691
	利用者数 (人/月)	見込	66	67	68
		実績	41	64	66
短期入所 (医療型)	サービス量 (人日/月)	見込	33	41	46
		実績	40	42	44
	利用者数 (人/月)	見込	7	8	9
		実績	7	6	7

居住支援・施設系 (各年度3月分、令和5年度の実績は見込値)

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込	9	10	11
		実績	3	4	5
共同生活援助	利用者数 (人/月)	見込	206	219	233
		実績	202	209	219
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込	121	120	119
		実績	115	116	116
地域生活支援拠点等 (面的整備)	構成施設数 (箇所)	見込	6	6	6
		実績	7	7	7
	各年度末時点	支援実績等を踏 まえた検証・検討 の実施回数(回)	見込	5	5
実績			5	1	5

相談支援（各年度月平均、令和5年度の実績は見込値）

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込	296	310	326
		実績	296	322	348
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込	3	3	3
		実績	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込	27	30	33
		実績	32	36	44

(2) 児童福祉法に基づく障害児支援

障害児通所支援（各年度3月分、令和5年度の実績は見込値）

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	1,397	1,459	1,525
		実績	1,639	1,590	1,699
	利用者数 (人/月)	見込	247	258	269
		実績	241	255	263
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日/月)	見込	2,583	2,687	2,791
		実績	2,748	3,185	3,478
	利用者数 (人/月)	見込	223	232	241
		実績	244	291	321
保育所等訪問支援	サービス量 (人日/月)	見込	2	2	2
		実績	9	15	14
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2
		実績	6	5	7
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	52	57	62
		実績	32	13	23
	利用者数 (人/月)	見込	11	12	13
		実績	4	2	3
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	2	2	2
		実績	26	28	38
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2
		実績	4	6	7

障害児相談支援（各年度月平均、令和5年度の実績は見込値）

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	見込	107	116	125
		実績	100	121	141

障害児入所支援（各年度末時点、令和5年度の実績は見込値）

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児入所支援 (福祉型)	利用者数 (人/年)	見込	5	5	5
		実績	6	5	4
障害児入所支援 (医療型)	利用者数 (人/年)	見込	1	1	1
		実績	3	5	4

医療的ケア児等支援（各年度末時点、令和5年度の実績は見込値）

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	配置人数 (人/年)	見込	1	1	1
		実績	0	2	1

(3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

地域生活支援事業（令和5年度の実績は見込値）

理解促進研修・啓発			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立支援セミナー	開催回数(回/年)	見込	7	7	7	
		実績	5	5	5	
	延べ参加者数 (人/年)	見込	200	200	200	
		実績	39	89	95	
相談支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい者相談支援	実施箇所数(箇所) 各年度末時点	見込	5	5	5	
		実績	5	5	5	
相談実績	相談件数(件/年)	見込	65,893	66,132	66,380	
		実績	60,913	64,995	70,735	
住宅入居等支援		見込	検討	検討	検討	
		実績	検討	検討	検討	
基幹 相談 支援 センター	基幹相談支援センターの設置		見込	実施	実施	実施
			実績	実施	実施	実施
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数(件/年)	見込	2,000	2,250	2,500	
		実績	947	1,560	1,687	
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数(件/年)	見込	3	5	7	
		実績	135	84	89	
関係相談機関等との連携強化の取組 (回/年)	見込	30	40	50		
	実績	187	197	208		
親なき後支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度 利用支援	区長申し立て件数 (件/年)	見込	1	1	1	
		実績	1	1	1	
個人別ライフプラン	相談件数(件/年)	見込	110	121	133	
		実績	63	61	70	

コミュニケーション支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込	46	47	48
		実績	44	39	45
	派遣回数(回/年)	見込	738	805	824
		実績	795	657	710
要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込	130	137	144
		実績	79	107	119
対面音訳者派遣事業	登録者数(人) 各年度末時点	見込	35	35	35
		実績	39	38	39
	派遣回数(回/年)	見込	72	72	72
		実績	53	43	48
手話講習会(手話奉仕員養成研修)			令和3年度	令和4年度	令和5年度
初級・中級コース	受講修了者数 (人/年)	見込	79	80	81
		実績	15	59	136
上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込	21	22	24
		実績	8	9	7
手話通訳者	新規登録者数 (人/年)	見込	1	1	2
		実績	1	0	7
日常生活支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付	介護・訓練 支援用具	見込	11	11	10
		実績	14	12	13
	自立生活 支援用具	見込	26	25	24
		実績	32	28	25
	在宅療育等 支援用具	見込	24	25	26
		実績	23	20	22
	情報・意思疎通 支援用具	見込	88	93	98
		実績	149	128	132
	排泄管理 支援用具	見込	3,243	3,336	3,432
		実績	3,135	3,053	3,111
	居宅生活動作 補助用具	見込	2	3	4
		実績	4	2	3
訪問入浴サービス	登録者数(人) 各年度末時点	見込	16	16	16
		実績	12	14	15
住宅設備改善給付	給付件数(件/年)	見込	5	5	5
		実績	4	0	4
自動車運転免許 取得助成	助成者数(人/年)	見込	1	1	1
		実績	1	4	2
自動車改造助成	助成者数(人/年)	見込	3	4	5
		実績	1	0	1
日中一時支援	実利用者数(人/年)	見込	69	71	72
		実績	43	57	62
福祉タクシー券	交付件数(件/年)	見込	2,831	2,863	2,895
		実績	2,616	2,599	2,636
リフト付き 自動車利用助成	実利用者数(人/年)	見込	29	33	38
		実績	21	15	18
自動車燃料費助成	助成者数(人/年)	見込	273	274	275
		実績	259	246	259

移動支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	利用時間(時間/月)	見込	8,367	8,381	8,395
		実績	6,099	7,478	7,697
各年度末時点	利用者数(人/月)	見込	380	380	380
		実績	341	386	393
就業・就労支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者就労支援センター 「じよぶ・あらかわ」	登録者数(人) 各年度末時点	見込	619	662	709
		実績	681	720	750
	新規就職者数 (人/年)	見込	51	54	58
		実績	29	30	34
	就労継続者数 (人/年)	見込	247	249	250
		実績	324	350	380
地域活動支援センター			令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者福祉センター 「荒川たんぼセンター」 各年度末時点	機能訓練 登録者数(人)	見込	24	24	24
		実績	26	23	24
	グループワーク 登録者数(人)	見込	6	6	6
		実績	3	1	3
	生活訓練 登録者数(人)	見込	14	15	15
		実績	15	15	16
在籍者数(人)	見込	35	36	37	
	実績	26	23	25	
地域活動支援センター 「支援センターアゼリア」	平均来館者数 (人/日)	見込	23	23	23
		実績	17	15	15
地域生活支援施設 「スクラムあらかわ」	利用者数(人/年)	見込	122	134	146
		実績	74	84	120
社会参加支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者福祉会館 「アクロスあらかわ」	延べ利用者数 (人/年)	見込	21,705	37,766	65,000
		実績	21,823	35,604	36,031
心身障がい者青年 教室「さくら教室」	延べ受講者数 (人/年)	見込	825	1,272	1,272
		実績	174	616	650
発達障がい者(児)等支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント トレーニング	開催回数(回/年)	見込	7	7	7
		実績	7	7	7
	実参加者数(人/年)	見込	5	5	5
		実績	4	4	5
	支援者数(人/年)	見込	—	—	—
		実績	3	3	3
ピアサポート活動の 推進	延べ参加者数 (人/年)	見込	検討	検討	検討
		実績	11	17	8
虐待防止対策支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待通報	受理件数(件/年)	見込	6	5	4
		実績	12	15	10

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者における自立生活援助	利用者数(人/月)月平均	見込	7	8	8
		実績	2	3	4
精神障がい者における共同生活援助	利用者数(人/月)各年度3月分	見込	44	45	46
		実績	55	66	74
精神障がい者における地域移行支援	利用者数(人/月)月平均	見込	3	3	3
		実績	1	0	0
精神障がい者における地域定着支援	利用者数(人/月)月平均	見込	21	23	25
		実績	24	27	33
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数(回/年)	見込	16	16	16
		実績	9	12	13
	実参加者数(人/年)	見込	65	65	65
		実績	24	71	65
	目標設定・評価の実施回数(回/年)	見込	1	1	1
		実績	1	1	1

障害者総合支援事業（令和5年度の実績は見込値）

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数(人/年)	見込	30	35	40
	実績	36	32	40
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数(回/年)	見込	2	3	4
	実績	2	2	2
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数(件/年)	見込	15	20	23
	実績	16	17	15
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数(回/年)	見込	2	2	2
	実績	2	1	2

荒川区障がい者総合プラン(素案) 【骨子】

第1章 策定の概要**第1節 策定の趣旨**

- 障がい者総合プランの策定の趣旨や目的 等

第2節 策定の体制

- 障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を荒川区障がい者総合プランに反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を実施

第3節 プランの位置付け

- 荒川区障がい者総合プランは、障がい者プラン(障害者基本法に基づく「障害者計画」)、障がい福祉計画(障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」)及び障がい児福祉計画(児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」)を一体的に策定した計画
- その他の関連計画との整合性 等

第4節 対象

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、障がいサービスを利用している児童、発達障がい者 その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む) 等

第5節 期間

- 障がい者総合プランに含まれる障がい者プランの計画期間は令和6年度から11年度までの6年間、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から8年度までの3年間

第6節 推進体制

- 地域では、町会に代表される地域関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係の事業者など、様々な方々が活動していることから、障がい者総合プランを推進していくために、こうした地域の方々の活動を支援し、地域全体で支え合う体制を構築していく。
- 荒川区自立支援協議会の場を活用し、緊密に連携するとともに、障がい者総合プランの進行管理等も行っていく。
- 医療的ケア児等支援協議会の場においても、保健、教育、医療等との連携を図り、施策の推進を行っていく。

第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く状況

第1節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

○これまでの区の計画期間における、国、東京都や荒川区の主な動きや取組

第2節 統計資料から見る状況

○人口、各障がい者手帳所持者、難病患者、障害児通所支援利用者の数の推移 等

第3節 障がい者実態調査から見る状況

○家庭や住まいの状況、日常生活、就労の状況、災害時の状況、文化芸術活動の状況、差別や偏見に対する状況等について、主な項目を記載 等

第3章 プランの基本的な考え方

第1節 基本理念

誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

第2節 基本目標及び基本方針

○基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

- ・基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実
- ・基本方針2 バリアフリーの推進

○基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実

- ・基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
- ・基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

○基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

- ・基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

障がい者総合プランの上位計画となる「荒川区基本計画」が、令和8年度までを計画期間としているため、「荒川区基本計画」と整合を図る観点から、基本理念、基本目標、基本方針は現行のプランを継承する方針とする。

第4節 国が示す基本指針

○国の基本指針の主な改正内容、新たに成果目標として設定する項目 等

第4章 基本理念等に基づく施策について

第1節 施策の体系

- 施策の体系図を記載

第2節 重点施策

総合的な相談支援体制の充実	障がい児支援の充実
福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	医療的ケア児等の支援【新規】
意思疎通支援の充実	就労支援の強化
障がい者差別の解消	文化芸術活動の促進
グループホーム等の居住支援の推進【名称変更】	

第3節 【基本方針1】障がい者の相談・支援体制の充実

- 主な施策

総合的な相談支援体制の充実、福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進、自立支援協議会の運営、震災時等への備え 等

第4節 【基本方針2】バリアフリーの推進

- 主な施策

意思疎通支援の充実、バリアフリーの環境整備 等

第5節 【基本方針3】障がい者の住まい・日常生活に対する支援

- 主な施策

グループホーム等の居住支援の推進、こころの健康管理支援の体制整備、在宅系サービス等の提供 等

第6節 【基本方針4】障がいのある子どもの健全育成

- 主な施策

障がい児支援の充実、障がい児の保育・教育、医療的ケア児等の支援 等

第7節 【基本方針5】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

- 主な施策

生活介護・自立訓練・生活訓練等、就労支援の強化、同行援護・行動援護・移動支援、文化芸術活動の推進 等

第1節 成果目標

○成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数
- ・施設入所者数の削減

○成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の状況

○成果目標3 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備、機能充実のためのコーディネーターの配置【新規】、地域生活支援拠点等における担当者の配置【新規】、支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】、運営状況の検証及び検討
- ・強度行動障がいを有する者の支援ニーズの把握、支援体制の整備【新規】

○成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数
- ・就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上【新規】

○成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置
- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築
- ・重症心身障碍児を支援する児童発達支援事業所等の設置
- ・保健、医療、福祉等が連携を図る協議の場の設置及び医療ケア児等コーディネーターの配置

○成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

○成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・サービスの質向上のための体制を構築

第2節 活動指標(サービス見込量)

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの活動指標

- ・訪問系サービス、日中活動系サービス、居住支援、施設系サービス、相談支援サービスについてサービスの見込量を設定

○児童福祉法に基づく障害児支援

- ・障害児通所支援サービス、障害児相談支援サービスについてサービスの見込量を設定

○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

- ・地域生活支援事業、障害者総合支援事業についてサービスの見込量を設定

資料編

資料1 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱

資料2 荒川区障がい者総合プラン策定委員会委員名簿

資料3 策定経過

資料4 パブリックコメントの実施結果

太枠は変更箇所

基本理念	基本目標	基本方針	施策名(第4期荒川区障がい者プラン)		
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち 生涯住み続けられる地域社会の実現	基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実	1 - (1) 総合的な相談支援体制の充実	1 - (2) 計画相談支援・障害児相談支援	
			1 - (3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1 - (4) 障がい者虐待防止センターの運営	
			1 - (5) 成年後見制度の利用支援等	1 - (6) 自立支援協議会の運営	
			1 - (7) 自殺予防の推進	1 - (8) 震災時等への備え	
			基本方針2 バリアフリーの推進	2 - (1) 意思疎通支援の充実	2 - (2) バリアフリーの環境整備
				2 - (3) 障がい者差別の解消	
				3 - (1) グループホームの整備の推進	3 - (2) グループホームの運営支援
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3 - (3) 医療費の助成、健康管理の支援	3 - (4) こころの健康管理支援の体制整備	
			3 - (5) 荒川ばん座位体操の実施	3 - (6) 在宅系サービス等の提供	
			3 - (7) 本人、保護者への経済的支援	3 - (8) 利用者負担軽減	
			基本方針4 障がいのある子どもの健全育成	4 - (1) 障がい児支援の充実	4 - (2) 障がい児の保育・教育
		4 - (3) 学齢期の子どもへの支援の充実			
		基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進		基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5 - (1) 生活介護・自立訓練・生活訓練
			5 - (3) 施設入所支援		5 - (4) 就労支援の強化
	5 - (5) 福祉的就労の支援		5 - (6) 同行援護・行動援護・移動支援		
	5 - (7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援		5 - (8) 障がい者スポーツの推進		
	5 - (9) 文化芸術活動の促進		5 - (10) 地域活動支援センターの運営		
	5 - (11) 障害者福祉会館の運営				



施策名(第5期荒川区障がい者プラン)		
1 - (1) 総合的な相談支援体制の充実	1 - (2) 計画相談支援・障害児相談支援	
1 - (3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1 - (4) 虐待防止対策の推進	1 - (4) 虐待防止センター以外にも、事業所の虐待防止対策の促進するための事業所の質の向上(指導検査等)も含めるため。
1 - (5) 成年後見制度の利用支援等	1 - (6) 自立支援協議会の運営	
1 - (7) 自殺予防の推進	1 - (8) 震災時等への備え	
2 - (1) 意思疎通支援の充実	2 - (2) バリアフリーの環境整備	
2 - (3) 障がい者差別の解消		
3 - (1) グループホーム等の居住支援の推進	3 - (2) グループホームの運営支援	3 - (1) グループホームのみならず、居住支援全般に係る方向性も含めるため、表記を修正。
3 - (3) 医療費の助成、健康管理の支援	3 - (4) こころの健康管理支援の体制整備	
3 - (5) 荒川ばん座位体操の実施	3 - (6) 在宅系サービス等の提供	
3 - (7) 本人、保護者への経済的支援	3 - (8) 利用者負担軽減	
4 - (1) 障がい児支援の充実	4 - (2) 障がい児の保育・教育	
4 - (3) 学齢期の子どもへの支援の充実	4 - (4) 医療的ケア児等の支援	4 - (4) 令和4年度より医療的ケア児等の支援事業を実施しており、新たに施策を追加するとともに重点施策とする。
5 - (1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等	5 - (2) 機能訓練	
5 - (3) 施設入所支援・障害児入所支援	5 - (4) 就労支援の強化	5 - (1) 報酬改定により自立生活援助のサービスが新たにできたため。
5 - (5) 福祉的就労の支援	5 - (6) 同行援護・行動援護・移動支援	5 - (3) 児童相談所の設置に伴い、障害児入所支援の支給決定事務が荒川区に移管になったため、表記を変更。
5 - (7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5 - (8) 障がい者スポーツの推進	
5 - (9) 文化芸術活動の促進	5 - (10) 地域活動支援センターの運営	
5 - (11) 障害者福祉会館の運営		

荒川区障がい者総合プランにおける重点施策について

重点的な取組1 施策1 - (1) 総合的な相談支援体制の充実

令和2年11月に「基幹相談支援センター」を設置し、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援を実施してきました。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であることから、引き続き、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、強度行動障がい有者の方など、支援ニーズの把握に努め、支援体制の構築の検討を進めていきます。

重点的な取組2 施策1 - (3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進

障がい者が安心して地域で生活し、社会参加の機会を確保していくために、入所施設や精神科病院等で生活する障がい者の地域での生活のニーズを適切に把握し、地域生活への移行について、支援を行っていく必要があります。

そのために、地域移行支援、地域定着支援等の障害福祉サービスの活用を図るとともに、自立支援協議会の地域移行部会を通じ、ニーズ把握、地域の基盤整備や本人の意向に沿った支援等を行っていきます。

重点的な取組3 施策2 - (1) 意思疎通支援の充実

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現のためには、円滑な意思疎通等が重要となります。

区では、手話言語条例の制定、コミュニケーション支援事業やICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを実施してきましたが、引き続き実施するとともに、さらなる利便性の向上等について検討を進めます。

重点的な取組 4 施策 2 - (3) 障がい者差別の解消

令和3年に障害者差別解消法が一部改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するためには、障がいに対する関心や適切な認識を広げることが大切であるため、障がい理解の促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施していきます。

重点的な取組 5 施策 3 - (1) グループホーム等の居住支援の推進

地域での安心した生活を確保するため、区はグループホームを運営する民間事業所の誘致等に努めてきましたが、重度障がい者を受け入れるグループホームについては、依然として不足している状況にあります。

重度障がい者のグループホームを増やすため、重度障がい者のグループホームに対する施設整備費補助事業等により、開設を促進していきます。

重点的な取組 6 施策 4 - (1) 障がい児支援の充実

障がい児通所支援利用者は年々増加傾向にあり、障がい児支援の充実を図るためには、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築が重要になります。

荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を行い、障がい児等に対する高度な専門性に基づく支援や障害児通所支援事業所の療育の質の向上、インクルージョンの推進などを行い、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めていきます。

重点的な取組 7 施策 4 - (4) 医療的ケア児等の支援【新規】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、「医療的ケア児支援法」が施行されました。

区では、医療的ケア児等支援協議会の設置、コーディネーターの配置や家庭家事サポート等の事業を実施しております。今後もさらなる支援のため、事業の周知や新たな事業の検討等を図り、医療的ケア児等への支援の強化を進めていきます。

重点的な取組 8 施策 5 - (4) 就労支援の強化

障がいの種別や程度にかかわらず、個々の能力や適性を十分に発揮していくために、就労支援の強化への取組みは重要になります。法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど、障がい者の就労機会が拡大されていきます。

障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要となり、就労支援センターじょぶあらかわをはじめ、就労移行支援や就労定着支援を通じ、関係機関と連携を図りながら、就労支援の強化を進めていきます。

重点的な取組 9 施策 5 - (9) 文化芸術活動の促進

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要になります。

引き続き、アクロスあらかわや生活実習所等の施設で制作した作品について、区内施設を活用した展覧会等を定期的で開催し、地域交流を図りつつ、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。

荒川区障がい者総合プラン策定委員会 委員名簿

	区分	役職等	氏名
1	学 識 経 験 者	東京都立大学 名誉教授	木下 正信
2		東洋大学 教授	高野 聡子
3	福 祉 ・ 医 療 関 係 団 体	荒川区医師会 会長	太田 誠一郎
4	当 事 者 相 談 員	ピア・カウンセラー	高見 和幸
5	障 が い 者 団 体	荒川区心身障害児者福祉連合会 会長	大沼 弘子
6		荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊東 とも子
7		荒川区身障児父母の会 会長	矢野 勝信
8		荒川区聴覚障害者協会 会長	浦澤 正子
9		荒川区視力障害者福祉協会 会長	長島 清
10		荒川区精神障害者家族会(荒川めぐみ会) 代表	樋田 君代
11		東京都立王子特別支援学校PTA 副会長	藤間 千恵子
12	民生委員・児童委員協議会	荒川区民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会副会長	内山 菊代
13	雇 用 ・ 就 労 支 援 関 係 団 体	荒川区心身障害者事業団 理事長	佐藤 泰祥
14	相 談 支 援 事 業 者	荒川区立精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア) 施設長	杉下 ひろみ
15		荒川区障害者基幹相談支援センター 所長	岡部 正文
16	関 係 行 政 機 関 等	足立公共職業安定所(ハローワーク足立) 統括職業指導官	薄田 光春
17		東京都立花畑学園 主任教諭	森田 健太郎
18		東京都立王子特別支援学校 渉外部主幹	小野寺 肇
19		荒川区特別支援学級設置校長会 会長	大野 良子
20		荒川区社会福祉協議会 施設課長	岩佐 剛
21	区 職 員	副区長	佐藤 安夫
22		福祉部長	東山 忠史
23		健康部長	辻 佳織
24		子ども家庭部長	小堀 明美
25		教育部長	三枝 直樹

令和5年度第1回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会議事録

開催日：令和5年6月2日（月）

時 間：午後2時～3時30分

場 所：サンパール荒川5階 第7集会室

事務局：

本日はお足元の悪い中、ご参加いただきましてありがとうございます。只今から第1回障がい者総合プラン策定委員会を始めさせていただきます。初めに荒川区の副区長からご挨拶申し上げます。

副区長：

改めましてこんにちは。各委員の皆様には本委員会の委員をお引き受けいただきまして感謝を申し上げます。今日はあいにくの雨の中、お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。区では、障がい者基本法に基づく荒川区障がい者プラン・障がい者総合支援法に基づく荒川区障がい福祉計画・児童福祉法に基づく荒川区障がい児福祉計画、この三つの計画を一体のものとして荒川区障がい者総合プラン作成・策定をしております。本年度をもって現行のプランの計画期間が終わることになりますことから、6年度以降を計画期間とする新たな総合プランを策定するために、本委員会を設置したところです。皆様にご協力いただきながら策定に向けて検討を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局による委員の紹介 資料1－2）

学識経験者から『東京都立大学』名誉教授 木下委員、『東洋大学』教授 高野委員、福祉・医療関係団体から『荒川区医師会』会長 土屋委員、当事者相談員から『ピア・カウンセラー』高見委員、障がい者団体から『荒川区心身障害児者福祉連合会』会長 大沼委員、『荒川区手をつなぐ親の会』会長 伊東委員、『荒川区心身障害児父母の会』会長 矢野委員、『荒川区聴覚障害者協会』会長 大石委員、『荒川区視力障害者福祉協会』会長 長島委員、『荒川区精神障害者家族会（荒川めぐみ会）』代表 樋田委員、『東京都立王子特別支援学校PTA』副会長 藤間委員、民生委員・児童委員協議会から『荒川区民生委員・児童委員協議会障がい者福祉部会』副会長 内山委員、雇用・就労関係団体から『荒川区心身障害者事業団』理事長 佐藤委員、相談支援事業者から『荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）』施設長 杉下委員、『荒川区障害者基幹相談支援センター』所長 岡部委員、関係行政機関等から『足立公共職業安定所（ハローワーク足立）』統括職業指導官 薄田委員、『東京都立花畑学園』主任教諭 森田委員、『東京都立王子特別支援学校』渉外部主幹 小野寺委員（欠席）、『荒川区特別支援学級設置校長会』会長 大野委員、『荒川区社会福祉協議会』施設課長 岩佐委員、区職員から佐藤副区長、東山福祉部長、辻健康部長、小堀子ども家庭部長、三枝教育部長

事務局：

会の運営に当たりまして、まず委員長を選任をさせていただきます。事務局からは『東京都立大学』の名誉教授であります、木下教授を推薦させていただきたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

（一同拍手）

事務局：それでは木下教授、委員長をお願いできますでしょうか。

委員長：よろしく願いいたします。

事務局：それでは木下委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長：

障がい者の皆様、並びに障がい者を介護される皆様がより安心して安全に生活ができ、「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち・あらかわ」の基本理念の実現に向かってこの会が開かれていると思っております。したがって委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局：委員長ありがとうございました。なお、今後の進行につきましては委員長に一任させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長：

私もあの時計が見えない障がい者なものですから、障がい者の気持ちがよく分かるようになりました。続きまして副委員長の選任を行いたいと思います。私の方からは、副委員長には『東洋大学』の高野教授にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(一同拍手)

委員長：

では副委員長、ご挨拶をよろしく願いします。

副委員長：

『東洋大学』の高野と申します。専門は特別支援教育で、特に知的障害者教育です。現行のプラン、そして式次第の6番になります障害者実態調査の方も関わらせていただきましたので、そういった事を踏まえながらより良いプランを策定できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長：

では議事に先立ちまして事務局の方から配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：

(配付資料の確認 冊子・次第・資料1～6、参考資料として障害者実態調査結果報告書、冊子(ピンク色と緑色)の2冊、同封をした現行の計画、水色の荒川区障がい者総合プランとピンク色の第6期荒川区障がい者福祉計画・第2期荒川区障がい児福祉計画)

委員長：

それでは議事に入りたいと思います。キーポイントは次第の4～7で、資料の方が多い状態です。概要は事務局からご説明いただき、詳細についてはお持ち帰りいただき、内容に関するご意

見等は、次回以降の会議で提案していただければと思います。本日の委員会におきましては資料や説明内容に限らず、日頃皆様が感じている現状や課題について生のお声を聴きたいと思っていますので、その点については、議題7の「現行プランにおける現状・課題」について、終了後に各自述べていただければと思います。時間の制約がありますので皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは次第の4、「荒川区障がい者総合プランの策定について」事務局から資料2の説明をお願いします。

事務局：

「荒川区障がい者総合プラン策定について」です。まず、(1)について下表に記載されています。今回策定する荒川区障がい者総合プランは「荒川区障がい者プラン」、「荒川区障がい福祉計画」、「荒川区障がい児福祉計画」、この三つを合わせて一体的に策定した総称となっております。それぞれの計画については、まず「荒川区障がい者プラン」は障がい者基本法に基づく計画になっており、障害者施策を総合的にかつ計画的に推進するための基本的考えと、今後の方向性を定める計画となっております。これまでの経過として7ページの計画期間の表を参照いただき、まず、平成12年に初めて策定し、平成30年度の第4期まで6年毎に策定をしている状況となっております。合わせまして「荒川区障がい福祉計画」は障がい者総合支援法に基づく計画になっており、障がい福祉サービス等の提供体制の確保にかかわる目標やサービスの質の見込み量等を高める計画となっております。この福祉計画は、同じ表を見ていただくと、平成18年から策定し、令和3年度の第6期まで3年毎に策定している状況です。同じく「荒川区障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づく計画になっており、障がい児通所支援等の提供体制にかかわる目標やサービスの質の見込み量等を定める計画となっております。こちらは平成30年度に初めて策定してから、令和3年度の第2期まで3年毎に策定している状況です。今回の策定については、今ご説明をしたプラン及び計画、三つ合わせて、令和5年度で終了する事となっております。令和6年度からを計画期間とする新たなプラン及び計画を策定する事になります。計画の位置づけは6ページの「関連計画等の位置づけ」の資料をご覧ください。区では区の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げて、荒川区基本構想を策定しています。この将来像を実現するために荒川区基本計画を策定しておりますが、荒川区障がい者総合プランについては、この基本計画を上位計画として整合を図っているといった状況になっております。簡単ですが説明は以上です。

委員長：

今までの説明についてご意見・ご質問等がありましたらどうぞ。いかがでしょうか。無いようでしたら後からでも項目の資料2について質問等がありましたら受け付けます。

次に次第の5、障がい福祉に関する制度・施策の変遷、近年の状況について、事務局の方から資料3-1、障がい福祉施策に関する制度・施策の変遷及び、資料3-2、統計資料から見る障がい者（児）等の状況の説明をお願いします。

事務局：

資料3-1の計画の各策定期間中における国や区の主な実施項目を記載したものです。時間の都合もありますので、現計画である第4期の荒川区障がい者プランの計画期間以降について主な項目の説明をさせていただきます。13ページの平成30年7月、荒川区手話言語条例を施行しました。手話は言語であるとの認識の下に手話に関する理解と促進等、施策を推進し、心豊かな生活を営むことができる地域社会を目指すという目的となっております。次に14ページの上から

三つ目の、令和元年11月には平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づきまして「荒川区自殺対策計画」を策定しました。その下の令和2年4月には23区内で先行3区として児童相談所を設置して、『荒川区子ども家庭総合センター』として開設をしました。また同年7月には児童相談所の設置に伴い、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業や障害児入所施設の指定権限について、東京都から荒川区に業務が移管されております。一番下の項目ですが、令和2年11月には相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的に総合的に行う機関として、『荒川区障害者基幹相談支援センター』を開設しました。こちらは委託をしております。荒川たんぽぽセンターと同じ施設内に設置をしております。次のページの上から三つ目の令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行されています。前後しますが、令和3年2月には区において医療的ケア児等支援協議会を設置、令和4年4月からは医療的ケア児支援事業として、医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置したり、医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して、医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始するなどの取り組みを進めております。次、16ページの令和5年4月には荒川たんぽぽセンターの基本調査として、保育所等訪問支援や障害児計画相談事業等の運用を開始します。また重度障がい者の居住の場の確保や日中活動の場の確保として、重度障がい者グループホームや生活介護施設の施設整備補助事業を開始しております。以上が3-1の説明となります。

続きまして資料3-2の「統計資料から見る障がい者（児）の状況」ですが、（1）区の総人口は増減を繰り返しており、21万6千人前後となっております。（2）手帳所持者ですが、18ページの表で、身体障がい者については減少傾向となっており、知的障がい者や精神障がい者については増加傾向となっております。19ページの上段の表で、身体障がい者手帳所持者の内訳ですが、等級としては1級が構成比で最も高くなっており、障がい者種別で見ますと、肢体不自由が構成比で46%と最も多くなっています。下段のグラフは推移となりますが、こちらは肢体不自由が減少傾向となっております。20ページの③の愛の手帳所持者ですが、手帳の等級としては4度が構成比で48.4%で最も多くなっております。推移としては全ての等級で増加傾向となっております。④の精神障がい者保健福祉手帳所持者は、21ページの手帳の等級としては、2級が構成比で48.6%と最も多くなっています。推移は全ての等級で増加傾向となっております。自立支援医療の延べ申請者数も増加傾向ですが、令和2年については、新型コロナウイルスの感染症拡大防止による有効期間の自動延長の措置があったために申請者数が一時的に減少しています。

（3）難病患者ですが、法の施行以降、対象疾病が拡大されており、現在では338疾病となっております。対象疾病の拡大などによりまして、22ページのグラフの難病患者の推移も年々増加傾向となっております。（4）の障がい児通所支援利用者（手帳不所持者）の方ですが、こちらも同様に年々増加傾向になっている状況です。簡単ですが説明は以上です。

委員長：

只今の資料1につきまして施策の変遷ならびに今現在も取り組んでいる事業、更に今後進めていく事業、そして資料2については実態調査を行ったと思っておりますけれども、ご意見等ございましたでしょうか。

委員：

分からないところを教えてくださいなのですが、最後の（4）の障がい児通所支援利用者というのは、手帳不所持と書いてあるので、いわゆるグレーゾーン、支援学級へ行っているけど手帳は持っていない子ども達のことと解釈してよいのでしょうか。

事務局：ご指摘の通りです。

委員長：

無いようでしたら次第6、「障がい者実態調査の調査結果報告」及び次第7、「現行プランにおける現状・課題について」をまとめてご説明をよろしくお願いいたします。次第の7の「現行プランにおける現状課題について」が終わり次第各委員の皆様から日頃困っていらっしゃることのご意見を承りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では事務局から資料4「障がい者実態調査の調査結果報告」及び資料5「現行プランにおける現状・課題」の説明をお願いいたします。

事務局：

それでは資料4、障がい者総合プラン作成の基礎資料とするために障がい者の日常生活などの状況を把握する目的で昨年の10月に障がい者実態調査を実施したものです。その報告書につきましては先程机上に配付しておりますピンク色のものと概要版、水色のものです。大変ページ数が多くなっておりますので本日は配付のみとさせていただきますのでまとめたもの資料を読んで説明をさせていただきたいと考えております。

まず調査対象者は、各種手帳所持者をはじめ、難病患者、障がい児通所支援利用者、医療的ケア、重症心身障がい児及び障がい福祉サービス等事業所となっております。区分につきましては在宅・施設入所・事業所の三つに分けて実施しております。次ページ(2)が区分ごとの主な傾向をまとめたものになっております。次の(3)につきましてはもう少し細かくした内容になっております。本日は時間の都合もありますので、(2)は概要版で主な傾向についてご説明を申し上げたいと思います。まず在宅に関してですが、身体・知的・精神、三区分ともに共通ですが、障がいのある方を手助けする方の年齢を聞いておきまして、18才未満も含めましてあらゆる世代で過去の調査から増加している傾向があることが読み取れます。個別ですと身体につきましては災害関係において1人で避難できないと回答した方は減少傾向にありますが、依然として4割を超えている状況になっております。またこの1年間の文化芸術・余暇活動の実施状況では特になしが多くなっております。次に知的ですが、就労関係において働いている方は5割未満と大きな変化は読み取れませんが、働いている方の仕事内容では就労継続支援B型の割合が増加している状況です。精神におきましても働いている方が増加傾向になっておきまして、常勤・パートタイマーの割合も増加しております。次に難病患者ですが、外出の頻度におきましてはほぼ外出すると回答してきた方は過去の調査から減少しているほか、困りごとにつきましては減少しているものの、病気や薬のことが5割、お金のことが約4割という回答でした。障がい児通所支援事業者につきましては差別をなくすために必要な事といったところでは学校で障がいに関する教育や情報提供を行うという回答が多くなってきているほか、困りごとといたしましてはサービス提供事業者が少ないという回答が多くなっております。重症心身障がい児・者につきましては、日常生活において誰かの手助けが必要な動作として医療的ケアが最も多くなっており、文化芸術・余暇活動の実施状況では特になしが多い状況になっております。次に身体、知的の施設入所の方ですが、利用年数では13年以上という回答が最も多くなっておりまして利用者の高齢化と共に増加傾向になっております。また今後生活したい場所という質問では現在の施設との回答が最も多く、過去調査からも増加傾向になっております。最後に事業所に関する調査ですが、経営主体は株式会社等の割合が多く、経営上の課題としては職員の数を増やす、スキル向上が多くなっております。また災害や感染症対策関係では対策マニュアルを整備している事業所は8割ですが、業務継続計画を策定していると回答した割合は約3割にとどまっているという状況です。

簡単ですが以上が調査の結果の概要になっておりまして、続きましてこれをもとに現行プランにおける現状・課題についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料5、前回の障がい者総合プランで定めた基本方針とその施策につきまして時間の都合もございまして、主な項目についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず基本方針1の「障がい者の相談・支援体制の充実」の1の(1)。「総合的な相談支援体制の整備」ですが、令和2年11月に『基幹相談支援センター』を開設いたしまして地域の相談支援の中核を担い、総合的な支援体制を行っております。課題といたしましては、障がいの分野だけでは解決できない様々な課題を抱えた家庭など重層的な課題に対して各関係機関との連携を図り体制の構築が必要になっております。

続きまして1の(2)「計画相談支援・障がい児相談支援」について現状といたしましては区内で11か所ありまして、計画相談支援事業所の連絡会を月1回開催して情報共有などを行っている状況です。課題といたしましては、サービスの業者は増加しており、計画策定が必要な方も増加している中で、計画相談支援事業所が受けきれない方につきましては、ご自身で計画を策定するセルフプランでサービスを利用している方がいる状況となっております。事業所を介していくことですか、相談支援専門員の質の向上が必要になっております。

続きまして1の(3)「福祉施設入所者等の地域移行生活への移行の推進」についてですが、自立支援協議会の地域支援部会において、精神障がいにより長期入院されている方などの調査を行いまして状況把握を実施しております。また同じく地域移行支援部会を通じて、本人の意向に沿った地域移行の取り組みを行っております。課題といたしましては、地域社会で安心して生活を送るための地域基盤整備、いわゆる精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要となっております。

次ページの1の(8)震災等への備えについて、「日常生活用具の給付対象」について、在宅人工呼吸器の自家用発電装置等の品目を拡大しております。また事業所における業務継続計画の作成が令和6年度から義務化となっております。課題といたしましては、先ほどもご説明しましたが、業務継続計画を策定していると回答した事業所の割合がまだ低い状況となっております。

続きまして基本方針2の「バリアフリーの推進」ですが、2の(1)「意思疎通支援の充実」におきましては、手話通訳等を派遣するコミュニケーション事業の実施やタブレットを活用した遠隔手話サービスを実施しております。課題といたしましては必要な時に手話通訳者を確実に派遣するため、手話通訳者の育成及び確保が必要となっております。2(3)「障がい者差別の解消」についてですが、区では職員が合理的配慮を提供できるよう、職員の対応要領を定めております。また令和3年度に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。課題といたしましては、実態調査の結果から差別を感じたことがある方がいる状況でして、引き続き解消に向けた取り組みが必要になっております。

次ページの基本方針3、「障がい者の住まい・日常生活に対する支援」についてですが、3の(1)「グループホームの整備の促進」で、重度の障がい者を受け入れるグループホームの整備が進んでいない状況になっております。今年度より制度を改正いたしまして民有地での建設・改築や株式会社等の民間企業も対象とする重度障がい者グループホームへの整備費補助事業を開始したところです。次ページ、3の(6)の「在宅型サービス等の提供」ですが、下の留守番看護師派遣事業につきまして、障がい者手帳を所持しない医療的ケアの必要な障がい児などがこのサービスの対象外になっておりましたが、昨年度制度を拡充して手帳を所持しない医療的行為が必要な障がい児等を対象としております。また調査によりますと18才未満の方が支援している状況、いわゆるヤングケアラーの方が存在することが分かっております。留守番看護師派遣事業を含めて

在宅サービスは多岐にわたりますので引き続き分かりやすい制度の周知や利用者のニーズに合わせた的確な情報提供ですとか18才未満の方の負担を減らすような支援策を検討していく必要があると考えております。

次に基本方針4ですが、「障がいのある子どもの健全育成」の4の(1)「障がい児支援の充実」についてですが、今年度から『荒川たんぽぽセンター』に「保育所等訪問支援」及び「障がい児相談支援」の障がい児給付サービスの機能を追加いたします。また令和6年度には『荒川たんぽぽセンター』を児童発達支援センター化する予定となっております。『たんぽぽセンター』のセンター化にともないまして『たんぽぽセンター』は地域の障がい児支援の中核となりますので各関係機関との連携態勢の更なる構築が必要になっております。また区内では重症心身障がい児を受け入れる事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスが主に3事業所となっておりますが、調査の結果では少ないと感じている利用者が多い状況となっております。

次ページ、上から三つ目の「医療的ケア児等への支援」、新規としてございますが、こちらは平成30年度時点では大きく施策として示しておりませんでした。今回作成する総合プランにおきましては新たな一つの施策として掲載したいと考えております。医療的ケア児等への支援については、令和4年度に『基幹相談支援センター』にコーディネーターを配置して、地域の医療的ケア児の相談支援の中核となる事業を開始したところです。また医療的ケア児のお子さんを持ち、また兄弟がいる家庭に対しまして、配置サポートをする事業を開始したり、更に留守番看護師派遣事業などを拡大して医療的ケア児を対象としたところです。コーディネーターにつきましては、事業開始の年ではございましたが、更なる医療、保育、教育等の関係機関と連携の構築を図っていただいております。家事サポート、留守番看護師も含めて更なる説明と周知を図る必要があると考えております。

最後に基本方針5の「障がい者の自立就労支援・生きがいの創生」についてですが、5の(1)「生活介護・自立訓練・生活訓練」について、令和5年度より生活介護施設への整備事業を開始しております。区内では生活介護施設が少なく、特別支援学校の卒業生の受け入れが年々厳しくなっている状況ですが、本事業を開始したところがございます。次ページ、5の(5)「福祉的就労の支援」についてですが、作業所ネットワークを行いまして情報共有を図ったり、年に2回マーケットを開催しまして、作業所の自主製品を販売しておりますが、工賃の向上などが課題になっている状況です。長くなりましたが説明は以上になります。

委員長：

現状を説明していただきましたが、委員の方々を含めましてご意見等ございましたら、手を挙げていただきたいと思います。

委員：

先ほどの説明でセルフプランをなくしていく、対応をしていくという話だったのですが、どういう理由があつてでしょうか。私もピアカウセリングの役割を担っているのですが、全て自立していくためセルフマネジメントを自分でしていかないといけないと話してきたのでこれをなくしていくのはどういう理由があつてなのか教えて下さい。

事務局：

セルフプランは、いわゆる障がい者福祉サービスを使うために、相談支援事業所の方がこういったサービスを使った方が良いとか、どういう用で使うとか、そのような計画を立てることをしており、基本的にはサービス利用事務は担当がついてご案内や計画を立てることになっているとこ

ろです。また受け手が少し不足していることもあり、なかなか受けきれない部分につきましてはいったんご自身でこのようなサービスを使いたいなど計画していただいている現状があります。どちらが良いかと言いますと、色々なサービスを熟知している専門の相談支援員が区内の資源に通じていますし、適切な案内ができるので、なるべくそのような方についていただいで計画を立てることが非常に重要な事だと思っております。区としては相談支援体制の充実を図って、案内ができるように考えております。

委員：

そのような説明を相談所でされていると思いますが、意外とこのようなサービスでないといけないというような誘導的な発言が多く、気が小さい方はそれに従わないといけないみたいなことを考えている方が結構いらっしゃるので、説明の際は本当に丁寧な言葉で理解してもらえよう、お願いしたいと思っております。

事務局：

ご意見ありがとうございます。いただいたご意見をしっかり受け止めまして、相談支援員の打ち合わせに共有して、そのようなことがないようにご案内したいと思っております。

委員長：

貴重なご意見どうもありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら障がい者総合プランの策定に向け、委員の皆様から、障がい者福祉に対する現状の課題やプランの策定に関しまして、区への要望など忌憚のないご意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。では、A委員から順にお願ひしたいと思ひます。

委員：

今日の障がい者総合プランの中のことでないのですが、普段から色々な方から話を聞いていることを話させていただきたいと思ひます。

一つは介護事業所のことについてです。最近事業所はわりと増えてきていると聞いていますが、介護従事者が増えてきている訳ではないようです。一定の介護従事者がいて事業所ばかりが増えている状況があつて、色々なサービス提供の対応がしきれていないのが現状です。どういうことかというところ、介護事業者の話だと手が回らない。子ども支援をして下さいという話は事業所によく入つて来ますが、そこに手をとられると重度訪問の方にも手が回らない。それが逃げ口なのかは分かりませんが、そんな話も聞いております。この前あつたのは事業所が8時半から5時半までの営業で事業をしていて、今までは対応していたのに今度は対応出来ないから他の事業所を探して下さいと突然一方的に言われて困っているという話が入りました。相談の報告書でも書きましたが、当事者にとっては突然のことで、どこを探してよいのか分からない。確かに区で事業所の提供場所などをインターネットで見つける事はできますが、そこまで気が回らない。どうしてよいのか分からない。一方では子ども支援でこのような方がいるのでお願ひしますと事業所に声がかかってくると言われているので、障がい者の方も、困つた人のために対応もしていただくと良いと考えています。

それと障がい者の介護支援のことなのですが、介護事業所も増えて障がい者サービスを引き受けてくれている事業者も多いと思ひます。障がい者の人たちだけを介助支援が必要という事業所は少ないのですが、介護事業所がそれを引き受けてくれているのですが、介護報酬が低いから重度訪問は受けない、そういう問題があつてなかなか受けづらひのです。そういうことがあつて、

なかなか重度訪問を引き受けてくれる事業所が本当に少ないということです。私もその1人です。それは患者自身も色々な変化があり、周りの変化があって手が足りなくてなかなか対応しきれないことがあるのですが、突然言われて突然来なくなったり、1か月ぐらい来ていて、突然撤退されてしまったり、色々な制度があっても良いのですが、それが保証に繋がっているかというところと保障に繋がっていないので、何かそのようなところのプランを策定の中で考えていただければと思います。

委員長：

日頃の課題等をまとめてお話していただいてどうもありがとうございました。では続きましてB委員、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

委員：

コロナがこの5月8日から5類になりました。私どもは障がい者を持つ保護者です。それ以前の3年間はまず最初に緊急事態宣言になって、作業所にいつもどおり通えないことが本人にとってすごくストレスになりました。それからマスクをしたり、消毒・距離を置くということが大きな課題でした。ワクチンの接種も作業所内でワクチン接種を受けることができたなら強く希望しました。結果的に保健所の方、障害者福祉課の方々、作業所と施設の支援員の方々に大変お世話になりました。皆様のご配慮のもと各作業所でワクチンの接種を受けることができました。そのように気をつけている中でも、濃厚接触者が家族の中でいらしゃったりして、作業所を閉鎖する段階になった時も、また急遽お休みになって、本人もどうしてそんなにお休みしなくちゃならないのかと、とても色々な葛藤があったかと思います。またそれを受け入れる家族としても、なんとかこの日々を過ごさなくてはならないし、自粛生活に入ってあまりウロチョロしているのもなど、色々なことを思いながら過ごした期間でした。それこそ私たちも経験したことのないこの3年間を過ごして来たわけですが、それによってそれなりに本人たちも学ぶことが多く、少しずつマスク・消毒・距離を置くことが身につき、これからも少しずつ気をつけながら過ごしていかなければならないと思っております。それに関しても荒川区の方や施設の方などにご苦労をおかけし、今日があるのかと思っております。また今後ともご支援ご協力をよろしく願いいたします。

委員長：

続きましてC委員よろしく願いいたします。

委員：

荒川区は相談支援に関して、基幹相談支援事業所も早々に立ち上がりましたし、相談に関してはとても充実していると本当に感謝しております。ですが事業所の方や相談員の方々はとても多忙で更に相談員の方を増やしていただいて、福祉サービスから介護サービスへ速やかに移行できるように考えていただければと思っております。

2つ目は知的障がい者は様々なタイプの方がおりまして、周囲から理解を得られている方も大勢いらっしゃると思うのですが、理解啓発をこれからも進めていっていただきたいと思っております。私たち親や支援者も、周りの人たちに理解をしていただくためにキャラバン隊など啓発運動をこれからも進めていく必要があると感じております。今後どうぞよろしく願いいたします。

委員長：

続きまして D 委員よろしくお願ひいたします。

委員：

資料5の「グループホームの促進」のところで、私たち重度重複障がい者がグループホームに入っている方や、希望している方が多いのです。グループホームを一つ立ち上げるのは本当に大変で、平成30年に東日暮里にグループホームを立ち上げるときに、当時の福祉課長の小堀様も大変ご苦労されたと思うのですが、なかなか民間で手を挙げるところがとても少ないのです。なぜかという、土地から確保するのがとても大変なので、例えば『スクラムあらかわ』や東日暮里のところは荒川区で土地を確保して提供して立ち上げたので、この中の「民有地での建設」というのはどういう意味か分からないのですが、何とかして少しでも多く重度障がい者のグループホームを希望している人が多いのでご協力をよろしくお願ひいたします。

委員長：

では、E 委員どうぞ。

委員：

私たちの会は精神障がいを持っている人の家族の会です。家族も本人も高齢になって来た人が出てきました。先日あふネットの清掃をして働いていた方が、障害年金とそれで賄っていたのですが、体調を崩し突然入院をしまして、退院をされてきました。その時に拘束をされたことがだいぶトラウマになっています。その後は作業を色々自分でもやっていたのですが、今年の3月27日に交通事故に遭われて車いす利用になり入院されました。退院されてからは私たちも勉強不足だったのですが、生活保護になられています。ヘルパーさんに週2回来ていただいてお食事などを作っていたりしているのですが、本人の今の状態はトイレには行けますが、玄関の鍵をかけるくらいしかできない。食事を作る事はできないので困っていらして、夜遅く私たちの会にお腹が空いちゃってと、電話が何回かかかって来たことがありました。そして会の人も困りまして、色々なことができないのなら入院をされたらどうかといったのですが、本人が前に入院した時に拘束されたことがトラウマとなり、入院は嫌だと言われております。この前も夜10時過ぎにお腹が空いたと電話がかかって来たので、遅いので次の日に若い職員さんが訪ねて見に来て色々な話をしたのですが、どこまで立ち入って良いのか分からないので『アゼリア』に相談したところですが、ヘルパーさんも自分にはあまり会わないと言い出しているようなので、困っているところですが、そのようなことはどのように相談を持っていったらよいか。『あふネット』の理事長さんが相談に乗ってくれるという話は聞いたのですが、今そのような状態でお風呂も入れない状態なのですが、相談を持っていくところが分からない時がありまして。よろしくお願ひいたします。

委員長：

分かりました。最後に私の方でまとめさせていただきます。では、次に F 委員よろしくお願ひいたします。

委員：

今、『王子特別支援学校』に三男が行かせていただいています。男の子三兄弟で全員まだ小学生なのですが、長男は普通といわれる子供で次男が発達障がいです。三男が知的障がい児で今学校に行かせていただいております。今日は『王子特別支援学校』という立場なので、三男の在籍し

ているところからの話なのですが、うちは次男の時から荒川区の福祉には大変お世話になっていて、私はもともと荒川区の人間ではないのですが、外から嫁いでこちらに来ました。荒川区の人情味というか、もちろん、行政の皆さんもうちの問題に対しては本当に親身になって取り組んで下さいました。長男の家庭内暴力から始まって、次男の発達障がいと不登校、引きこもりで3年間学校へ行けませんでした。三男は知的障がい児で3～4歳の時から家の鍵を勝手に開けて外へ出て行ってしまって、搜索するという状態で移動行動がひどかったのです。こちらに知り合いもいませんでしたので、とにかく私は行政しか頼るところがありませんでした。その中で大変親身になって暖かく、そして的確なスペシャリストの方が多くいるというのが私の感想です。その前提で二つ、すごく気になることがあります。私は早くから福祉にご縁があったおかげで次男が途中で不登校になったりしてもどこに自分が繋がれば良いかがすぐ分かったので、的確な公認心理士が、先ず私のケアをしてくれて子供に対しては家から引きこもって出られなくなったので、在宅支援を受けることができたおかげで元気に学校へ行けるように復活をしています。ものすごく親だけではどうすることもできないことが本当に多くて、そういう意味では荒川区の行政のスペシャリストの質の高さには正直驚いている状態なのですが、その福祉やサービスを本当に存分に受けられたのは私だけだったのだということに今になって気がつきました。長男が通常級に行っている関係で長男の保護者の方から相談を受けることが多くなったのが、結局グレーゾーンの子たちが大量に放出されていて、その子たちは親が福祉に係わったことがないので、何処に行ってもどこへ電話して誰に助けを求めて良いか分からないまま、2か月前に大きな問題を子供さんが起こしてしまったという事がありました。もっと早くそのお母さんに私が知り合うことができているならば、何処に繋いで、その子どものケアを早くしてあげて、お母さんの大変な状態を軽減できるかを私は繋げたのですが、そのお母さん自体と知り合いではないので、これだけのスペシャリストの方がいるのに、何処に行っても誰に相談して助けを求めたら良いか分からない親御さんが沢山いて、たった私1人で8人ぐらい抱えています。保護者間の中でもどうして良いかということが起き始めています。問題が大きくなってから分かったのですが、学校のスクールカウンセラーは正常に機能していません。先ほどおっしゃっていた、形はしっかりあるのですが、とても繋がりが弱いといいますか、問題が起きてからでないと対応しない状態があります。それがすごくもったいない。もっともっと先手で手を打てる場所が沢山あると感じています。

もう1点は、うちは下2人とも移動支援を利用させていただいております。ただ事業所の中には介助が必要ではない子どもは受けてくれないところが非常に多いです。それは簡単に時給が違うからです。事業所として介助が必要ではない子を受けると時給が低くなるからダメといわれているのを、ヘルパー側の友人がいるので直接聞いています。正直人権的な問題ではないかと思ってしまうくらい、こちらの親としてその理由で断られるはとても残念で非常に不便をしています。唯一受けてくれる事業所さんがあったので、うちの下2人はお蔭様で介助なしなのですが受けてもらうことができました。特に次男はこのおかげで本当に外部の人と接することもできるようになり、支援学級まで行けるのです。1人で登下校できるところまで持って行けたのは、親ではない人間が関わってくれたからだとは思っています。そういう意味でも介助の有無は関係なく、できれば賃金的な部分の検討を是非、荒川区でしていただけないかと思っています。現状『王子特別支援学校』に行っている関係で、荒川区以外の区の費用の金額を聞いています。他の所は差がなかったり、介助なしの子どもも同等に受けてくれるという話を聞いているので荒川区でもそれができないかどうかを是非ご検討いただければと思います。以上です。

委員長：

他にご意見ございますでしょうか。G委員とH委員どうぞ。G委員の方からよろしく願いたい

たします。

委員：

。資料が膨大にあるのですが、事前に少しメールの添付ファイルで送っていただいて資料を読ませていただきました。それで今日早めに来てヘルパーさんに確認の意味で資料を読んでもらったのですが、その中で「手帳所持者」のところがありまして、視覚障がい者が500人台で横ばいである。私勉強不足で驚いたのが、カッコ内に18歳未満の方の数が書いてあるのですが、3人とか5人とか結構少ないのですね。こんなに少ないのかと思って驚いたのです。これは福祉課の調べということなので間違いはないと思うのですが、私も改めて考えてみました。

それから先ほどA委員も言っていたヘルパーさんの事業所の件ですが、我々も同行援護でガイドヘルパーさんを使っているのですが、今のところ足りないということはないのですが、事業所によっては高齢化したり色々で受けられないところが出てきています。その事業所でも、ここはちょっと出来ないのでも他のところで対応してもらってほしいということで、区外も含めて他の事業所で受けてもらっていることが多いのです。それで視覚障がい者は何とか足りているのかなと思いますが、今後高齢化などで人手不足になって来ますので、その辺をちょっと心配しているところでは。

それから障がいのあるなしに関らず高齢化の問題。それと災害の問題を視力の会の中でもどのようにして良いか少しずつ皆で話をしていますが、これは永遠の課題かなと思っております。

あと視覚障がい者は情報障害と言われております。例えば今日の資料をもらっても、私は確認できません。前に送っていただいた資料があって、それと今日突然これだけ来て、これは違うのですかと、先ほど始まる前にヘルパーさんに聞いたのですが、その辺がもうちょっと何とかならないか。事前の事務局さんの話で2回目からはもちろんメールに添付して送ってもらうのですが、我々に分かりやすく読みやすい方法でと提案をしまして、今度これをまた分割してでもいいですから、少しメールに添付して送っていただいて自分でも何とか読んでいきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。

委員長

では最後にH委員からよろしく願いいたします。

委員：

いつもお世話になってありがとうございます。

一つ目ですが、手話通訳派遣についてです。手話通訳は1人に月最高10回までという制限があるのです。でも荒川区以外の区では殆どそういう何回までという数の制限はありません。数に制限があるというのは大変不便なので早く数制限を撤廃してほしいと思います。

それから二つめは荒川区役所と出張所もありますが、遠隔手話通訳について残念ながらなかなか、Wi-Fiが通じないということを知りました。非常に不便だと思いますので、Wi-Fiが通じるようにしてコミュニケーションがきちんとできるようになってほしいと思っています。

三つめは皆さんご存じかもしれませんが、2025年東京デフリンピックが開催されます。ご存じでしょうか。2年後です。世界から18000人ぐらい集まって来て、その時に手話通訳が必要ですし、皆とコミュニケーションすることも必要なので、マクドナルドとか図書館とか遠隔の通訳がつくように是非してほしいと思っております。

もう一つありました。手話通訳者の手当てをもう少し上げられないか、他区と比べて上げるように変更してほしいと思っています。以上です。どうぞよろしく願いいたします。

委員長：

様々な観点からのご意見どうもありがとうございました。私自身が神経内科で筋ジストロフィーが専門なので、福山型筋ジストロフィーの21歳の女性がいまして、レスパイト入院すると悪くなっちゃった。病院に入院させたら悪くなった。結局人工呼吸器での処置は誰が一番上手いのか。一番上手いのはお母さん。肺炎になったときも私が交渉してお母さんと同室で個室を提供しないと看護婦ではとてもじゃないけど対応しきれない。したがって、A委員並びにD委員がお話しになった重篤な症例の場合に非常に症例数が少ない。したがって事業所とか訪問看護が非常に手を上げにくい。その教育をどうするかというのは、恐らく大学はなかなか難しいのです。ですから是非医師会の方もご協力いただければと思います。確かに少数ではあるけれども非常に重篤な病気を持ってらっしゃる。そしてその負担を全部お母様や家族がほとんどなさっているのが現状だと思います。そういうところで重篤な症例にどう対応していくかというのは今後の課題だと思います。

B委員がお話しになりましたコロナ禍での作業所のあり方。これは確かにストップがかかっているのも、もしできたら通信のデバイスで体操などを各家庭に通信して会話ができるような状況を作っておかないと、筋ジストロフィーの症例も作業所に行けなかったばかりにすごく筋力が低下しましたので私も実感してそう思いました。

そしてC委員からの福祉サービスから介護サービスへ。これは年齢が65歳以上だとそうできるのですが、65歳以下だとなかなか介護サービスにいかないのが65歳以下の人たちにも同じようなサービスが受けられるようなあり方ができればと思います。

D委員がお話しになったように、重症心身の問題は確かに非常に手を挙げるところは少ないのだらうと思いますので、その教育も含めまして行政の方からの指導も大切だらうと思います。

E委員からのご意見はごもっともで、介護者もだんだん高齢化している状況で、介護者が病気になった時に、本当の障がい者を誰が見るか。それで精神障がいがあると殆ど抑制が来るのでトラウマになって行きたくないというのは、ごもっともなお話だらうと思います。したがって2人で生活している片方の介護者が病気になって入院した場合、残りの障がい者をどうしていくか。やはり誰かがサポートするべきだらうと思いますので、レスパイト入院が一番良いのだらうと思いますが、その時に精神障がいを持つと病院では絶対に抑制をしてるのが目に見えているので、病院への教育も必要。やはり人格を持っていらっしゃるのでむやみに抑制というのはいかがなものかと私自身は思います。

そして、F委員のスペシャリストの育成は非常に充実しているようで、これは更に伸ばしていただければと思いますが、スペシャリストへの到達のツールを、もっと広報活動を中心として皆さんに共有できるようなあり方を作っていただければいいのかなと思います。

あとは、18歳未満のヤングケアラーの統計が今回初めて出て私も見ましたが、障がい者に対して11%、約77名位のヤングケアラーがいるということも事実で、その方々の人生を狂わせないようにしていかなければいけないと思います。私の三好型筋ジストロフィーの変異型ミオパチーの人も、お子さんが薬を取りに来て面倒を見ていらっしゃいましたが、やはり身内しか看られないというところも現実問題としてあるかと思いますが、そういう形でどのようにサポートができるか。すなわちヤングケアラーの人が本当の自分の人生を正しく生きて下さいと、介護に没頭して自分の人生が曲がってしまわないように是非よろしくお願ひしたいと思います。

それで災害の時に1人で外へ出ていけないという人が4割ぐらいいるという報告もございましたし、また荒川区の現状として救急車が入りにくい場所があるかと思いますが、身体障がい者1級の人たちが、災害時にどうやったら速やかに避難所まで行けるか。これは非常に課題だらう。

荒川区特有の問題だろうと思いますので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

手話に関しては、昨年を目黒さんの大ヒットドラマがございましたので、どんどんそういうドラマをもとにして、小学生の若い方から進めて、後続の皆さんも手話ができるみたいなので、皆で手話ができるように、本当に2025のデフリンピックに対するおもてなしかと思いました。非常にピンポイントで的をついたご意見だったと思いますので、是非区の方でご検討していただければと思います。その他委員の方々でご意見等ございましたら、いかがでしょうか。I委員、是非訪問看護ステーションの教育は難しいでしょうけどご検討をいただければと思います。

委員：

委員長、有難うございます。私もやはり看護師では対応できないような症例を存じ上げておきまして、今後医師会の難病対策委員会といったところで取り上げさせていただきたいと思います。それから先生もおっしゃっていたヤングケアラーの問題ですね。このサポートの問題、やはりこれが新しくできたところでなかなか根が深いこととございます。これにどうやって対応していくかが今後の課題だと思うのです。この審議会、委員会を通して、こういったことを深めていかれたらよろしいのではないかと考えています。

もう1点挙げさせていただきますと、子ども家庭総合センターが開設されているという話がございます。実はこの相談の事例の敷居が高いということが今問題になっております。やはり警察からの相談が一番多い。ですからもう少し敷居が低く相談できるような態勢を取っていただければこのヤングケアラーもそうですし、もっと下の子どもの家庭総合支援センターの問題もある程度解決できるのではないかと考えております。

それからもう一つ。先ほどB委員からお話ございましたが、私もやはりコロナを実際に担当して同じようなケースが沢山あると思うのですね。突然現れた3密、慣れないいわゆる色々な施設の閉鎖という問題、この3年間、いわゆる非日常が続いてまいりました。我々の医師会を通じて、あるいは医療機関を通じて、荒川区の行政の皆様のご協力をいただいてこの3年間何とかしてまいりましたが、まだ完全にコロナは終わったわけではないので、今後も感染症に対してはしっかりと見地を持って対応していかなければならないと思うのですね。もう一方ではコロナが一応終わったとした場合のポストコロナで、今のところで3年間、失われた3年間でどうやって取り戻していくか。それもやはり視点を向けなければいけないのですね。コロナの時に一番必要でできなかったお互いの顔を見て手を当てるということが、患者さんにとって一番大切なことなのですが、いわゆる3密防止対策でそれができなくなった。3年間そのようなことができなくなったその後に、その状況をどうやって取り戻して行くのかを我々は考えないといけないと思います。ただコロナで学んだことも沢山あるので、それをぜひ有効利用していただきたいと思います。

委員長：

貴重なご意見どうもありがとうございました。他に委員の方々からご意見等ございますでしょうか。では、今回いただきましたご意見を踏まえまして、障がい者総合プラン素案の作成を進めてまいります。次回の第2回委員会では区から素案をお示しさせていただく予定ですので、よろしく願いいたします。最後に今後のスケジュールにつきまして事務局よりご説明をよろしく願いいたします。

事務局：

資料6の今後のスケジュールです。本日6月は第1回策定委員会を皮切りに、7月には自立支

援協議会からの意見聴取で、8月・9月・10月で第2回・第3回の策定委員会で議会報告、パブリックコメントを経まして、来年の1月に最終の第4回の策定委員会を実施させていただき、その後議会報告を経て、プラン策定といった今後のスケジュールになっております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

委員長：

どうもありがとうございました。これまでの資料等につきまして最後に何かご意見等ございましたら、いかがでしょうか。

事務局：

1点だけ補足で、次回の日程は第2回を8月18日金曜日15時から予定しております。場所はまた同じで、こちらサンパール荒川を予定しております。皆様ご都合の程よろしくお願い申し上げます。

委員長：

今回は8月18日金曜日15時という事でよろしいでしょうか。

では、以上で第1回本委員会の議事は終了となります。皆様におかれましては、ご協力いただきましてどうもありがとうございました。本日の議事録の要約は次回の委員会でお配りすることとなりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第1回障害者総合プラン策定委員会を終了させていただきます。

以 上